

姫路市技能功労者表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、同一職業に就職し、優れた技能を体得し業界及び社会に貢献してきた方々の功績に報いるとともに、技能者の向上及び技能の向上意欲の醸成に資するため、姫路市表彰規則（平成9年規則第34号）第3条第3号に該当するものとして市長が行う技能功労者の表彰について必要な事項を定めるものとする。

(被表彰者の資格)

第2条 市長は、次の各号に掲げる用件をすべて備えている者を表彰する。

- (1) 姫路市内に住所又は主な勤務地を有する技能者
- (2) 技能者として、経験年数25年以上を有し、年令55才以上の者
- (3) 特に卓越した技能を有し、他の技能者の模範と認められる者
- (4) 引き続き、その職業に従事する者で、同一職業の指導的な立場にある者
- (5) 技能を通じて、労働者の福祉の増進及び産業の発展に寄与した者

2 市長は、前項の規定にかかわらず、技能大会等において優秀な成績を修めた場合など特に必要と認めた者には、表彰することができる。

(対象業種の範囲)

第3条 表彰の対象となる業種は、別表のとおりとする。

(被表彰候補者の推薦)

第4条 前条の各業種の団体は、第2条に該当する者があるときは、別に定める被表彰候補者推薦書（様式1）経歴書（様式2）により市長に推薦するものとする。

(表彰)

第5条 表彰は、表彰状及び記念品を授与してこれを行う。

2 表彰は、2年ごとに1回、当該年の11月に行う。ただし、特別の理由があるときは、時期を変更することができる。

附 則

この要綱は、昭和50年3月1日から施行する。

附則

この要綱は、昭和53年1月5日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年9月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月16日から施行する。

別表 (第3条関係) 表彰の対象となる業種

- | | |
|------|---------------------------|
| (1) | 機械金属工業 |
| (2) | 鉄工工業 |
| (3) | 機械工具商業 |
| (4) | 溶接鉄工工業 |
| (5) | 製鎖業 |
| (6) | 皮革工業 |
| (7) | ナット業 |
| (8) | ゴルフ用品製造業 |
| (9) | 板金業 |
| (10) | 木型工業 |
| (11) | 造園緑化業 |
| (12) | 印章業 |
| (13) | 時計眼鏡貴金属商工業 |
| (14) | 自動車車体整備業 |
| (15) | 和裁業 |
| (16) | 洋裁業 |
| (17) | 建設建築業 |
| (18) | 瓦業 |
| (19) | 上下水道工事業 |
| (20) | 畳工業 |
| (21) | 石材業 |
| (22) | 燃寸工業 |
| (23) | 建具業 |
| (24) | 印刷業 |
| (25) | 料理飲食業 |
| (26) | 膠工業 |
| (27) | 菓子業 |
| (28) | 素麺製造業 |
| (29) | 屋外広告美術業 |
| (30) | 表具師業 |
| (31) | 理容業 |
| (32) | 刺繡業 |
| (33) | 美容業 |
| (34) | 鍼灸マッサージ業 |
| (35) | 塗装工業 |
| (36) | 水産練製品業 |
| (37) | 鍛冶屋業 |
| (38) | その他市長が適当と認める業種（仏壇、冷凍機空調等） |